

米国 OFAC 規制に関する留意点について

平成30年8月

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、同国が指定する国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下表のようなお取引は当行ではお取り扱いができませんので、外国為替取引を行うお客さまにおかれましては、これらに該当しないお取引であることに十分にご留意・ご確認いただいた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

OFAC 規制上の理由により、当行でお取り扱いができないお取引（平成30年7月現在）

| |
|---|
| 以下の①、②のいずれかに該当する米ドル建のお取引 |
| ① お取引の当事者*の所在地・関係国・関係地に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、スーダン、イラク、クリミア地域およびベネズエラが含まれている場合 ② 米国政府により特定されている、テロリスト・麻薬取引者・大量破壊兵器取引者・多国籍犯罪組織などの関与するお取引 |
| (*注) お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関わる銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)などを指します。また、関係地とは原産地、船積地、仕向地、荷揚地、船籍等を指します。 |
| 米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引 |
| 米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)が関与するお取引 |

あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC のホームページ(英文)にてご確認願います。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

なお、お取引の受付後または外国送金到着のご案内後であっても、OFAC 規制に該当するおそれがある場合には、当行の判断により、お取引の中止や取消等を行うことがございます。また、OFAC 規制により資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合には、お客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、しかるべきご対応をいただく必要がございますので、あらかじめご承知置きください。